

岐阜市における家電リサイクルに 関する取り組みと対策



平成25年9月10日

岐阜市

1 家電リサイクル法対象品の不法投棄の現状について

- ・岐阜市では、家電リサイクル法施行（平成13年）以降、家電4品目の不法投棄が増加した。

【表 1-1】

岐阜市内で不法投棄された家電4品目別の台数

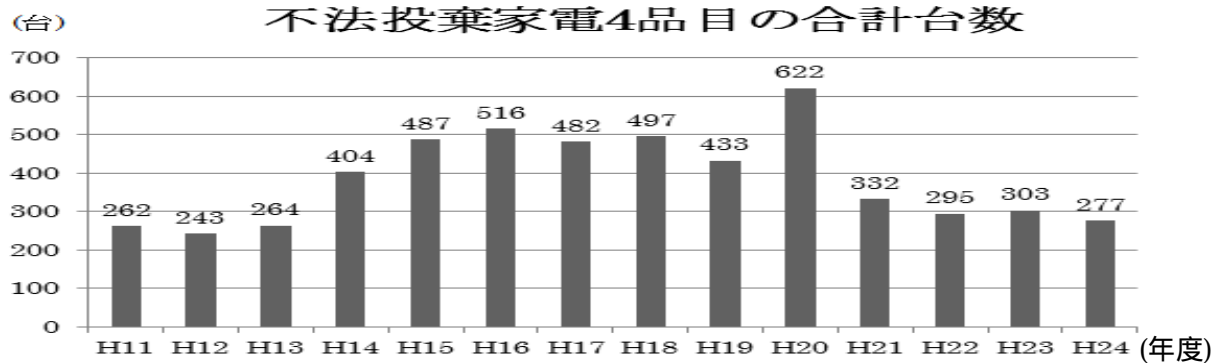
（単位：台）

年度	品目 エアコン	テレビ		冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	合計
		B管式	液晶式			
H11	42	145		40	35	262
H12	32	132		41	38	243
H13	38	166		41	19	264
H14	62	245		62	35	404
H15	79	283		78	47	487
H16	68	294		85	69	516
H17	61	297		64	60	482
H18	39	320		73	65	497
H19	47	273		68	45	433
H20	36	420		86	80	622
H21	6	217	2	75	32	332
H22	4	208	2	60	21	295
H23	9	229	3	49	13	303
H24	3	201	6	51	16	277

法施行

【表 1-2】

不法投棄家電4品目の合計台数



最近の家電 4 品目の不法投棄事例

【写真 1-1】

- ・ 不用品回収業者が有料にて集めた物の処理に困り不法投棄した事例（投棄者は警察の捜査により逮捕）



【写真 1-2】



- ・ 冷蔵庫の有価物（側の鉄、コンプレッサーなど）を取り除き、不要になった廃棄物を不法投棄した事例

不用品回収業者の不法投棄が増加している。

2 義務外品の対応策

岐阜市民が処理できる方法

	義務品	義務外品		
依頼先	小売業者 (電気店)	指定引取場 所へ運搬	岐阜市へ運 搬依頼(施設 への自己搬入 もしくは戸別 収集)	一般廃棄物 の許可業者へ の収集運搬依 頼

行政回収をすることで、殆どの市民が義務外品の処分することはできるが、屋外での回収が原則なため、屋外に運び出せない要介護人、独居老人などの社会的弱者や一人暮らしをしている女性などは利用することができず、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼するなど経費が掛かる。

【資料2】

岐阜市の各家庭に毎年配布する「ごみ出しのルール」(抜粋)

家電リサイクル法対象機器の処理方法

〈対象機器〉

エアコン
テレビ
(ブラウン管式) プラズマテレビ
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機 乾燥機

注意:対象品、対象外のお問い合わせはメーカーもしくは小売業者までお願いします。

財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター
☎0120-319640

受付時間:午前9時～午後5時(日・祝休)
FAX 03-3903-7551
ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp>

処理方法

1 **小売業者(電気店)に依頼してください。**

処理方法2・3の場合は、郵便局で事前にリサイクル券を用意してください。リサイクル料金はメーカーや品目・大きさなどによって料金異なりますので、上記家電リサイクル券センターで確認してください。

処理方法

2 **ご自分で下記の指定引取場所に運ぶことができます。**

指定引取場所

佐川急便(株)岐阜店 ☎058-380-0786
各務原市大野町7丁目15

(株)齊藤商店 ☎0586-34-3655
岐阜県大野町大字加納字六反田西1330-10

西濃運輸(株)岐阜支店
☎279-2229
岐阜市松葉町法道センター3-1-1

処理方法

3 **運搬を岐阜市に依頼することができます。**

リサイクル料金の他に手数料が必要になります。

運搬の申し込みは
粗大ごみ受付センターへ
☎243-0530

3 岐阜市における不用品回収業者対策

(1) 不用品回収業者対策

岐阜市では、高齢者を狙った有料による廃棄物の無許可収集運搬業者が平成18年に発覚しました。その後、調査(2年間)を行い警察に情報提供し、調査資料を基に県警が特別捜査本部を設置し、本格的な捜査が行われ、平成21年5月に実質の経営者と店長が逮捕・起訴され有罪判決(懲役2年(執行猶予3年)200万円の罰金)が出されました。このころから軽トラック等を使用した無許可収集運搬業者による巡回回収が行われる。また、平成21年3月には空地等を利用した拠点型回収第1号が現れピーク時では平成22年度に58箇所営業していました。当時、業者は「ごみではなく有価物」と主張していたため、廃棄物処理法(以下、「法」という。)第5条「清潔の保持」及び夜間等の不法投棄防止対策について指導をしていたところ、平成22年10月に環境省通知が発出され、不用品回収業者への法第19条による「立入検査」が容易になり、また法第18条により「報告の徴収」が求めやすくなったため、全業者へ実施したところ、平成23年度には37箇所に減少しました。

平成24年3月19日に環境省より「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(以下、「3・19通知」という。)が発出され、通常業務内では不用品回収業者への調査・指導を行うのは困難と判断し不用品回収調査指導専従チームを職員2名と囑託員(警察OB)の3名で発足させ、全業者に対し、「3・19通知」の周知徹底、「3・19通知」に基づき家電4品目等の家電製品の検査を実施し、粗雑な扱いをしている業者に対し「撤去についての指導書」を交付し、それでも改善しない業者には撤去期限付きで「改善指導書」を交付し「改善計画書」の提出を求め立入指導を繰り返し行ったところ、平成24年度は30箇所、平成25年9月現在は9箇所と更に減少しました。

また、県警には「3・19」通知を理解してもらい、不用品回収業者への指導状況等を適時情報提供し協議してきた。

【表3-1】

岐阜市内における不用品回収所開所数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
開所数	19	58	37	30	9

【資料 3-1】

○市民向けの啓発チラシ

皆様にお知らせしたいことがあります!!

不用になった家電製品などの粗大ごみは 不用品回収業者へ渡さないでください。



空地などで不用品を回収する業者
軽トラックなどで市内を巡回し、不用品を回収する業者
電話で連絡または、直接訪問し不用品を回収する業者

たとえば

不用品回収業者の回収した家電製品などの粗大ごみの多くは、 不法投棄 されたり、 不適正に処理 されていることがあります。	「 無料 」もしくは「 買取り 」のように呼びかけ、荷物を積み込んだり、回収したのち、 金銭を請求 したことで、 逮捕 されるニュースが新聞に掲載されました。
--	---

注意してください、法律違反になる可能性があります!

他人のごみ(廃棄物)を有償・無償に係わらず収集・運搬することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**禁止**されています。また、無許可業者にごみ(廃棄物)の処理を依頼すると**法律により罰せられる**場合もあります。

いらなくなったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機(衣類乾燥機を含む)は、家電リサイクル法により適正な処理をすることが義務付けられています。

ちなみに

- 市職員から「不用品」の回収をすすめる電話をすることはありません。
- 岐阜市の一般廃棄物(ごみ)許可業者が軽トラック等でアナウンスをしながら廃棄物を回収することはありません。

粗大ごみの処理は 粗大ごみ受付センター
☎058-243-0530へお申し込みください

その他 ごみの処理についてのご相談は…
岐阜市役所 環境事業課まで **☎058-265-4141**(内線6280~6290)

平成 20 年度より不用品回収業者の営業状況を把握し、業者に対する注意喚起するチラシを作成し市民に毎年全戸配布している。

(2) 不用品回収業者の摘発まで

営業形態（報告の徴収をした経営者からの回答）

拠点型回収（無人） 市民若しくは業者から無料回収若しくは買取り、使用済特定家庭用機器はすべて雨ざらし保管、テレビ（14インチ以下）エアコンはそのままの状態売却、その他の家電製品等は重機で破碎後、「雑品」として商社を通じ輸出している。

上記 から までの営業実態を踏まえ、他の業者と同様に「改善指導書」を交付（3回）し何度も指導するが、家電製品等の破碎（写真 3-1）を繰り返す。



【写真 3-1 洗濯機の破碎状況（平成 24 年 9 月 9 日撮影）】

この状況について、県警に情報提供、協議を繰り返し行い、環境省からもアドバイスをもらい一般廃棄物、産業廃棄物の混合廃棄物の無許可処分業違反で、告発を検討するが検察庁（県警を介し）より「占有者の意思等による一般廃棄物か産業廃棄物」かの認定をしない限り難しい事案と言われたが、県警は本市の指導状況及び調査資料等の情報提供を基に捜査し占有者の意思を確認し、平成 25 年 2 月 18 日に一般廃棄物の無許可収集運搬違反の疑いで強制捜査を行い、捜査状況を踏まえ業態性及び「3・19 通知」を基に勘案し廃棄物の該当性を判断しました。平成 25 年 4 月 11 日に一般廃棄物の無許可収集運搬違反で逮捕され、同年 5 月 1 日に略式起訴（罰金 代表者 80 万円 従業員 50 万円）された。

	数 量	処 理 費	備 考
使用済特定 家庭用機器	1,837 台	4,239,765 円 (リサイクル料金)	家電リサイクル法に 則り処理
一般廃棄物 (粗大ごみ)	1,030 点	207,100 円 (処理料金)	岐阜市廃棄物処理計 画に則り処理

処理費総額 4,446,865 円

逮捕後、本市が認定した廃棄物の処理について、代表者の弁護士と協議し、すべて本市職員が立会いのもと、代表者が法律に則り適正に処分した。

4 家電リサイクル法に関する問題点及び岐阜市からの要望

(1) 問題点

【表 4-1】

家電リサイクル法と不用品回収業者の比較

	家電リサイクル法		不用品回収
料 金	有料		主に無料
収 集	1 小売業者	義務外品は拒否されるケースがある	近隣で開設、取りに来てくれる場合もあり便利
	2 行政回収	許可業者に任せている自治体もあり、収集運搬費も別に支払わなければいけないので高いイメージである	
	3 指定引取場所への自己搬入	郵便局でリサイクル券を購入するのが手間、また、自己搬入出来ない排出者が多くいる	
処 理	国内で適正処理		主に海外で不適正処理
手 間	手間が掛かる		手間が掛からない

今回の不用品回収業者逮捕を通じての排出者及び回収業者の声

○排出者

- *リサイクル料金を払うくらいなら、怪しげな業者でも無料の方がいい。
- *高齢で排出の仕方が難しいので、便利な回収業者へ出した方が手間がない。
- *電気店に引き取りを拒否されて仕方なく出した。
- *市役所は処理費を取るが、回収業者は無料である（儲けがあるのに税の二重取りではないのか）。
- *行政が有料化による排出抑制等の説明をしても聞き入れない。
- *電気店に聞くとリサイクル料金の他に 5,000 円必要だと言われた。（収集運搬料）
- *郵便局は土日休みで処理したいときにできないので制度が悪い。

○回収業者

- *海外でリサイクルされているので、違法ではない。
- *無料回収の需要は高く、特に高齢者宅に回収に行くと感謝される。
- *小売業店が不用品回収所へ持ち込みをしている。

(2) 要望

廃棄物に処理費を掛けることが負担になっているため、不用品回収を利用する要因である。リサイクル料金の負担感を無くすため、前払い制または内部化制の導入。また、そのリサイクル料金に収集運搬料を含める。

大型及び重量のある電動マッサージチェア、電動介護用ベット、オイルヒーターなどの有効な資源を含む物などは、多くの自治体で処理困難であるために、不用品回収業者により集められ、飛散及び流出防止の措置を講じず分解・破壊が一部のヤード業者で行われており、適正な処理ルートが必要と考えられることから対象品目の拡大。

多くの消費者は小売店で処分が出来るとしており、義務外品を小売店に持って行ったところ、引き取りを拒否され不用品回収業者を利用したなどのケースがあったため、義務外品を義務品に。

廃棄物処理基準に適合しない方法での処理、また、処理した物を買取る業者等に対し、罰則規定を。

リサイクル料金の更なる低減化と料金算出根拠の公表。

(一財)家電製品協会の実施している不法投棄対策等の支援策について、わかりやすい制度と手続きの簡素化、現在の3ヶ月間の対象期間を1年間へ拡大。

家電4品目の処理について、高齢化社会を迎えるにあたり、利用者が理解しやすく、一律のサービスを受けられるようお願いしたい。

一般廃棄物の統括責任は自治体であるため、法の見直しにはより多くの自治体の意見を反映できる場を作るようお願いしたい。

5 廃家電等の廃棄物処理法に関する問題点及び岐阜市からの要望

(1) 廃棄物該当性について

当初は...

不用品回収業者へ「3・19通知」の周知以降に行った家電4品目の破碎行為3回の事実について、一般廃棄物と産業廃棄物の混合廃棄物の無許可の廃棄物処分業違反で告発する予定であったが...

環境省への疑義照会(回答抜粋)

廃棄物該当性の判断は、一般廃棄物、産業廃棄物を区別することなく混合廃棄物として判断することは可。

検察庁（警察を介し）の回答

一般廃棄物か産業廃棄物かを立証しない限り難しい。

行政からの告発は「起訴」を前提としているため「不起訴」となれば合法になってしまう。

（２）廃家電等の廃棄物処理法における困難性

よって

- * 占有者の意思確認には労力と時間が必要で、その間に持込み物が不正売却（処理）され調査が無駄になる。
- * 不用品回収所では帳簿等で顧客の把握をしておらず、占有者の意思を確認することはできないので、一般廃棄物か産業廃棄物を特定することは不可能である。
- * 処理ルートが広域にわたっているため、一自治体では限界がある。回収品が市外に出ってしまうと解明が困難である。そのため、報告の徴収で虚偽の報告をされても虚偽かどうか立証が難しい。

（３）要望

明らかに廃棄物の無許可収集運搬もしくは無許可処分に違反していても、司法では、占有者の意思（一般廃棄物もしくは産業廃棄物）が明確でないと違法には問えない。そのため、地方自治体は指導までで、それ以上はなかなか踏み込めないのが現状である。

一般廃棄物は廃棄物処理法第４条第１項の規定により地方自治体の固有の事務であるが、地方自治体によって廃棄物の該当性に対する基準に差があるのが現状である。

、 の現状を踏まえ、中古品以外で排出者を問わず廃棄物として取り扱う規定を家電リサイクル法で明確にするようお願いしたい。